

## 第29回甲賀市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年12月10日（水）午後3時00分から午後3時54分

2. 開催場所 甲賀市役所 会議室301

3. 在任委員数 18名

4. 出席委員 17名

役職名	議席番号	氏 名	役職名	議席番号	氏 名
会長	12	寺田 勝典	委員	9	勝井 麻有美
委員	1	藤井 利徳	委員	10	奥村 淳子
委員	2	福永 克哉	委員	11	奥村 喜美子
委員	3	緩利 哲治	委員	13	黄瀬 忠幸
委員	4	曾我 秀美	委員	14	植西 良隆
委員	5	中本 芳美	委員	15	林田 清光
委員	6	福野 憲二	委員	16	鍋家 善幸
委員	7	森地 良彦	委員	17	山川 芳範
委員	8	山崎 容子			

5. 欠席委員 議席18番 今井 百合 副会長

6. 議長 議席12番 寺田 勝典 会長

7. 議事録署名委員  
議席 7番 森地 良彦 委員  
議席 8番 山崎 容子 委員

## 8. 総会

1) 開会

2) 市民憲章唱和

3) 会長挨拶

4) 議事録署名委員の指名

5) 議事

- 議案第130号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について
- 議案第131号 農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について
- 議案第132号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について
- 報告案件1 農地転用届出に係る専決処分報告について

6) 報告事項

- 事務局報告事項

7) 閉会

## 9. 事務局出席者（4名）

局長	小西 征義
局長補佐	西田 輝彰
係長	吉澤 真子
係長	澤田 均

## 10. 会議の概要

事務局長 総会会議規則第7条第1項の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。

議長 それでは、議事の進行をさせていただきます。

総会会議規則第6条の規定による本日の欠席委員は、議席18番今井百合委員の1名で、遅参の届出、早退の届出は、ございません。よって、ただ今の出席委員は17名で、法定定足数に達しておりますので、開会を宣言します。

続きまして、総会会議規則第21条第2項の規定による議事録署名委員2名を指名させていただきます。議席順に、議席7番森地良彦委員と議席8番山崎容子委員を指名いたします。よろしくお願ひします。

議長 それでは、議事に入ります。

最初に、議案第130号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。

はじめに、3条調書、整理番号61について、審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号61番について説明します。

調書は3ページ、参考図は1ページから3ページまでです。

申請地は、農業振興地域内の青地農地です。

農地の規模縮小を考えていた譲渡人と、農地の規模拡大を考えていた譲受人との、農地の所有権移転について合意し、申請されました。譲受人は、長年耕作をしてきた農業者であり、申請地にて水稻の栽培を行う予定です。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局の説明は以上です。

議長 3条調書、整理番号61については、議席15番林田委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号15番林田です。3条調書、整理番号61番について説明します。当案件の譲渡人と譲受人は親戚同士であり、譲渡人は近隣に居住しておらず、地元に在住の譲受人が農地を引き受けられます。農地利用の最適化の推進に支障ないと考えます。なお、当案件については、林田推進委員とともに現地確認をしております。

議長 続いて、区域番号3林田推進委員、意見をお願いします。

担当推委 区域番号3番林田です。先日、林田農業委員と現地確認を行いました。譲受人は、今後も田を耕作され、農地利用最適化の推進に支障がないと判断しました。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

なお、ご質問される委員は、議席番号とお名前を言ってから発言をお願いします。

委員 【質問等なしの声】

議長 ご質問等もないようですので、3条調書、整理番号61について採決いたします。賛成の委員の举手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。

よって、整理番号61については、許可することに決定いたします。

議長 続きまして、3条調書、整理番号62については、議案第132号「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について」の5条調書、整理番号32と関連がございますので一括審議といたします。なお、採決は個別に行います。事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号62番及び5条調書、整理番号32番について説明します。まず3条調書の参考図は4ページから5ページまでです。

申請地は、農業振興地域内の青地農地及び、843番1、854番3のみ白地農地です。

譲渡人は相続により農地取得したものの、遠方に居住しており農地の管理が行えないために自身の建屋を含めて財産処分を考えていたところ、当該建屋を取得し、新たに耕作を始めたいと考えていた譲受人との間で、農地の所有権移転について合意し、申請されました。譲受人は、居所に隣接する当該申請地にて野菜の栽培を行う予定です。農業に関心があり、専業として取り組むために、農業大学での履修や農業法人への相談を行うほか、農業への従事期間を十分に確保し、将来の出荷販売を目標として、必要な農機具を購入するなどの耕作体制を整えられることから、営農には支障ないものと考えます。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

続きまして、5条調書整理番号32番について説明します。

調書は9ページ、参考図は22ページ、23ページ、土地利用計画図は24ページです。

申請地は、市街化調整区域内の第3種農地です。申請地を宅地の進入路にするための申請です。計画によると、申請地は奥地の建屋に通じる進入路として長らく利用がなされており、この度の財産処分にあたり、現状に合わせて土地整理をするために申請があつたもので、当該譲受人及び譲渡人が、3条整理番号62番と同一人となります。当該地は実測279平方メートルの土地であり、現状この土地に当該通路102平方メートルが割って入るかたちとなっていますが、今回、事前の土地整理の相談の中で、所有者の権利移動を行うためには、農地部分を3条申請として、一方、農地以外の部分を5条申請として同時に取り扱うこととなりました。

よって、道路以外の残る177平方メートルは、今回の譲受人が、耕作を行うことを前提に手続きがされたものです。新たな造成工事はなく、切土盛土も発生しないため、土砂流出は見込まれません。また雨水排水については、両側の土羽ないし田の畔で浸透処理されるほか、東側の低い農地は自己所有地として管理されることからも、周辺農地への被害はないものと考えられます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。

3条調書整理番号62及び5条調書整理番号32の説明は以上です。

議長 3条調書、整理番号62および5条調書、整理番号32については、議席8番山崎委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号8番山崎です。事務局の説明の通りです。11月5日、関係機関と現地確認を行い、現在、農業大学校で野菜の勉強に励んでおり、大変意欲的に野菜栽培に取り組まれると聞いております。農地利用の最適化に支障はないと判断しますので、ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 続いて、区域番号7番、岡崎推進委員、意見をお願いします。

担当推委 区域番号7番岡崎です。山崎農業委員からの説明の通り、農地利用最適化の観点からは、何ら支障はないと考えます。当該農地に隣接する建物は空き家になっており、譲受人が移住して来られるとのことで、大変喜んでおります。

議長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、一括してお伺いします。

委員 【質問等なしの声】

議長 ご質問等もないようですので、3条調書、整理番号62について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号62については、許可することに決定いたします。

議長 続きまして、5条調書、整理番号32について採決いたします。  
賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員でございます。  
よって、5条調書 整理番号32については、許可することに決定いたします。

議長 続きまして、3条調書、整理番号63について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号63番について説明します。

参考図は6ページから7ページまでです。

申請地は、農業振興地域内の白地農地です。譲渡人は相続により農地取得したもの、高齢により農地の管理が行えないことから、新たに農地を取得し耕作を考えていた譲受人と農地の所有権移転について合意し、申請されました。譲受人は、申請地にて果樹の栽培を行う予定です。農業に関心があり、退職後は農業への従事期間を十分に確保し、親族の応援を受けながら、当初は自家消費とし、ゆくゆくは出荷販売を目標として取り組む旨の営農計画書が提出されており、耕作に支障ないものと考えます。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局の説明は以上です。

議長 3条調書、整理番号63については、議席番号8番山崎委員、意見をお願いします。

担当農委 区域番号8番山崎です。3条調書、整理番号63については、事務局の説明通りです。11月10日、黄瀬推進委員と関係機関の3者で現地確認しましたところ、当該農地でブルーベリーの栽培に取り組んでくださるとお聞きしました。熱心に栽培されることだと思いますので、農地利用最適化の推進に支障はないと考えます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長 続いて、区域番号8番、黄瀬推進委員、意見をお願いします。

担当推委 区域番号8番黄瀬です。内容については、事務局並びに農業委員の説明の通りです。申請地は住宅に囲まれており、農地利用の最適化の推進には、何ら支障はないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委員 【質問等なしの声】

議長 ご質問等もないようですので、3条調書、整理番号63について採決いたします。賛成の委員の举手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号63については、許可することに決定いたします。

議長 続きまして、3条調書、整理番号64について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号64番について説明します。  
調書は4ページ、参考図は8ページから9ページまでです。  
申請地は、農業振興地域外の白地農地です。  
高齢により耕作継続が難しくなり、今後の農地管理を見据えて、農地の所有権移転について譲受人と合意し、申請されました。譲受人は譲渡人と義理の親子関係であり、今回、生前贈与として土地整理されるもので、申請地にて野菜の栽培を行う予定です。  
申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局の説明は以上です。

議長 3条調書、整理番号64については、議席1番藤井委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号1番藤井です。3条調書、整理番号64番について、説明します。詳細については、事務局の説明の通りです。11月10日に、池本推進委員とともに現地確認を行い、詳細な説明を受けました。本案件は親子間の農地の贈与です。当該農地は、道路等に面していない土地ですが、引き続き野菜等を栽培し、

農地として管理されることから、本案件は許可相当と判断しました。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長 続いて、区域番号11池本推進委員、意見をお願いします。

担当推委 区域番号11番池本です。3条調書、整理番号64番について、補足説明します。藤井農業委員の説明のとおりです。当該農地は市街地にあり、子へ贈与されることから、農地利用最適化の推進に支障はありません。

議長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委員 【質問等なしの声】

議長 ご質問等もないようですので、3条調書、整理番号64について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号64については、許可することに決定いたします。

議長 続きまして、3条調書、整理番号65について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号65番について説明します。

参考図は10ページから11ページまでです。

申請地は、農業振興地域内の青地農地です。譲渡人は遠方に居住しており、農地の管理が行えないことから、これまでから譲受人が耕作を行ってきたところであります。今回、農地の所有権移転について譲受人と合意し、申請されました。譲受人は、地域で長年耕作をしてきた農業者であり、取得後もこれまでどおり、申請地にて水稻の栽培を行う予定です。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局の説明は以上です。

議長 3条調書、整理番号65については、議席3番緩利委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号3番緩利です。3条調書、整理番号65番について、説明します。詳

細は、事務局の説明の通りです。譲受人は以前より当該農地を耕作しておられ、今回は所有権移転のみで、従来通り農地を適切に管理しながら耕作していただけとのことです。当案件は農地利用最適化の推進に支障はないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 続いて、区域番号22阪口推進委員、意見をお願いします。

担当推委 区域番号22番阪口です。3条調書、整理番号65番について、説明します。11月9日に緩利農業委員とともに現場確認と聞き取りを行いました。譲受人は地区の主たる担い手で大規模農家です。当該農地を以前から耕作しておられ、今後も従来通り耕作されます。当案件については、農地利用の最適化推進に支障はありません。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委員 【質問等なしの声】

議長 ご質問等もないようですので、3条調書、整理番号65について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。

よって、整理番号65については、許可することに決定いたします。

議長 続きまして、3条調書、整理番号66については、次の整理番号67と関連がございますので一括審議といたします。なお、採決は個別に行います。事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号66番及び、整理番号67番について説明します。

まず、整理番号66番の参考図は12ページから13ページまでです。

申請地は、農業振興地域内の青地農地です。譲渡人は遠方に居住しており、農地の管理が行えないため、居宅と併せて土地処分を検討していたところ、農地の規模拡大を考えていた譲受人と農地の所有権移転について合意し、申請されました。譲受人は、居所にほど近い当該申請地にて、水稻の栽培を行う予定です。

続きまして、整理番号67番について説明します。

参考図は12ページから13ページまでです。

申請地は、農業振興地域内の青地農地です。譲渡人は、整理番号66番と同一

であり、同様に譲渡人は遠方に居住しており、農地の管理が行えないため、居宅と併せて土地処分を検討していたところ、この居宅を取得し、新たに耕作を考えていた譲受人と農地の所有権移転について合意し、申請されました。譲受人は、取得する居宅にほど近い当該申請地にて、野菜の栽培を行う予定です。農業未経験ではあるものの、農業への従事期間を十分に確保し、自家消費用の野菜を栽培するにあたり、身の丈に合った耕作体制を整えられることから、営農には支障ないものと考えます。

申請内容を審査した結果、いずれも農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局の説明は以上です。

議長 3条調書、整理番号66及び67については、議席12番、私寺田が説明いたします。

担当農委 議席番号12番寺田です。事務局の説明通りです。参考図の13ページをご覧いただきながらお聞きください。はじめに66番ですが、譲受人は、当該地域での担い手として中心経営体の方です。11月3日、山本推進委員とともに現地にて譲受人より説明を受けました。13ページの733番ですが、不耕作になってしまいますが、これは今まで水利が十分に行き渡っていなかったことが要因となっております。この周辺農地も当該譲受人が耕作しておられ、740番地1についても以前から耕作しておられます。水利が行き届いていないところではありますが、山本推進委員の助言もあり、隣の田の高さに合わせて畔を作つて耕作されると伺っております。次に67番ですが、申請地67の隣、東側に先ほど説明にあつた空き家があります。当該農地も10月30日に山本推進委員とともに現地にて譲受人の方から説明を受けました。当該地の近くで倉庫を借りて陶器を作つておられるため、近くに空き家を探しておられたところ、今回の話が出てきたそうです。自宅横の適度な大きさの畑で、今後も家庭菜園等で十分耕作していくと伺っております。不耕作地となつてから5年弱経っておりますが、すぐに耕作ができる状態でしたので、農地利用の最適化に支障はないと考えます。

議長 続いて、区域番号44山本推進委員、意見をお願いします。

担当推委 区域番号44番山本です。3条調書、整理番号66及び67について、補足説明します。寺田農業委員の説明の通りです。譲受人は地域の担い手で、66番については、申請農地のうち733番地は未整備田ですが、740番地1はこれまでから耕作されています。67番については、譲受人が当該地に自宅を購入し、それに付随した畑があることから、今後も野菜などを栽培して生活されるということです。農地利用最適化が推進されると考えます。ご審議のほどお願いします。

議長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質

問等がございましたら、お伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等もないようですので、3条調書、整理番号66について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号66については、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、3条調書、整理番号67について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号67については、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、3条調書、整理番号68について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号68番について説明します。

調書は5ページ、参考図は14ページから15ページまでです。

申請地は、農業振興地域内の青地農地です。農地の規模縮小を考えていた譲渡人と、農地の規模拡大を考えていた譲受人との、農地の所有権移転について合意し、申請されました。譲受人は、農地利用最適化推進委員であり、自身の農地規模拡大を図ると同時に、最適化活動に使命感を持って取り組まれているもので、当該申請地にて水稻の栽培を行う予定です。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局の説明は以上です。

議 長 3条調書、整理番号68については、議席14番植西委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号14番植西です。3条調書、整理番号68番について、事務局からの説明の通りです。10月29日、譲受人と西尾推進委員の3人で現地確認をしております。農地利用の最適化推進に支障がないと判断します。ご審議のほどよろ

しくお願ひします。

議長 続いて、区域番号43西尾推進委員、意見をお願いします。

担当推委 区域番号43番西尾です。事務局及び植西農業委員の説明通りです。10月29日、植西農業委員と現地確認を行いました。特に補足説明はありません。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委員 【質問等なしの声】

議長 ご質問等もないようですので、3条調書、整理番号68について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。

よって、整理番号68については、許可することに決定いたします。

議長 議案第130号については、以上であります。

続きまして、議案第131号「農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。

議長 4条調書、整理番号10について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号10番について説明します。

調書は7ページ、参考図は16ページ、17ページ、土地利用計画図は18ページです。

申請地は、市街化調整区域内の第3種農地です。申請地を農家用住宅にするための申請です。計画によると、申請人の子の同居に伴い、既存住居が手狭となるため、隣接地にて建築面積62平方メートルの自己用住宅を建設するために申請があつたものです。造成工事は、地均し程度の地盤整備のため、事業による土砂流出は見込まれません。雨水排水については、敷地内に設ける枠を通じて、最終的に道路側溝に接続し放流されるほか、周囲は自己所有地及び山林であることからも、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。今回の農地転用に際し、事業に要する資金は自己資金及び借入金とされ、金融機関の書類で確認

しています。

以上、農地法第4条第6項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。事務局の説明は以上です。

議長 4条調書、整理番号10については、議席2番福永委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号2番福永です。4条調書、整理番号10番について、説明します。1月1日に和田推進委員と現地確認を行いました。内容は、事務局からの説明の通りです。住居は、申請者の息子が居住されるため、何ら問題ないと考えます。申請者は、家庭菜園や自己所有の水田の畦畔管理等、積極的に作業をされており、農地利用の最適化の推進に支障がないと判断しました。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 続いて、区域番号34和田推進委員、意見をお願いします。

担当推委 区域番号34番和田です。事務局及び福永農業委員から説明があった通りですが、現地確認の内容及び農地利用の最適化について、説明します。11月1日、福永農業委員と現地確認を行いました。現況は畑で、良好に耕作されている状態でした。周辺は、農家住宅などが点在し、転用部分の宅地以外の残地についても出入口が確保されており、用水路や排水路も重点的に確認しましたが、宅地造成による排水の水量も過度な雨による影響はほぼないと思われる排水量でした。市原地区は、担い手の集積地域として考慮されている場所ではありませんので、農地利用の最適化についても何ら支障ないと考えます。また、転用によって中途半端な残地が残る可能性がありましたら、わずかな面積でしたので、特段支障なく、宅地転用に問題ないと考えます。

議長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委員 【質問等なしの声】

議長 ご質問等もないようですので、4条調書、整理番号10について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。

よって、整理番号10については、許可することに決定いたします。

議案第131号については、以上であります。

議長 続きまして、議案第132号「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。

5条調書 整理番号31について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号31番について説明します。

調書は9ページ、参考図は19ページ、20ページ、土地利用計画図は21ページです。

申請地は、市街化調整区域内の第3種農地です。申請内容は、自己用一戸建専用住宅を目的とする、農地の売買です。計画によると、譲受人のライフステージの変化により、将来を見据えて新たに戸建て住宅が必要となり、駅に近く、街区が形成された当該地を適地として選定されたもので、建築面積67.28平方メートルの住宅を建築されます。造成工事については、主に切土により施工され、敷地周囲は構造物で縁切りされることから土砂流出は見込まれません。雨水排水については、敷地内に排水路を整備し、最終的に道路側溝に接続し放流されます。その他、污水・雑排水については既設の下水道管に接続されることから転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。今回の農地転用に際し、事業に要する資金は借入金とされ、金融機関の書類で確認しています。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。

なお、都市計画法第29条の開発許可の手続き中であり、転用許可は、開発許可と同日付けとなります。事務局の説明は以上です。

議長 5条調書、整理番号31については、議席8番山崎委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号8番山崎です。5条調書、整理番号31番について、事務局の説明のとおりです。10月10日、山崎推進委員と関係機関の3者で現地確認を行いましたところ、周辺に農地はないため、農地利用の最適化に支障はなく、許可相当と判断します。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長 続いて、区域番号6山崎推進委員、意見をお願いします。

担当推委 区域番号6番山崎です。5条調書、整理番号31について、事務局及び山崎農業委員の説明の通り、3者で現地確認をしましたが、農地利用最適化の推進に支障はないと考えます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委員 【質問等なしの声】

議長 ご質問等もないようですので、5条調書、整理番号31について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

なお、許可については、「都市計画法第29条」について別途手続き中であり、転用許可は「都市計画法」の許可と同日付けとなります。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。

よって、整理番号31については、許可することに決定いたします。

なお、許可については、「都市計画法第29条」について別途手続き中であり、転用許可は、「都市計画法」の許可と同日付となります。

議長 続きまして、5条調書、整理番号32については、先ほど審議を終えております。

議長 続きまして、5条調書、整理番号33について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号33番について説明します。

参考図は25ページ、26ページ、土地利用計画図は27ページです。

申請地は、市街化調整区域内の第2種農地です。申請内容は、資材置場、駐車場を目的とする農地の賃貸借です。計画によると、譲受人は土木建設業者であり、残土や砂利保管場所が必要であるものの、自己所有地の保管場所では手狭となつたことから用地を探していたところ、住宅地からも距離があり、周囲に影響をしない当該地が適地として選定されたもので、当該地で砂利4t、残土6tを配置するほか、トラック3台分の駐車スペースを確保されるものです。すでに現地は碎石等で締め固められており、新たな造成工事はありません。また、雨水排水は自然地下浸透処理であるものの、両側面には素掘り水路があり、併用して排水処理されているほか、周囲が山林、原野であることからも転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。事務局の説明は以上です。

議長 5条調書、整理番号33については、議席2番福永委員、説明をお願いしま

す。

担当農委 議席番号2番福永です。5条調書、整理番号33番について、事務局の説明のとおりです。10月31日に現地確認をし、周辺が山で囲われていること、農地が隣接していないこと、土砂流出や排水対策についてもすでに施されており、周辺農地には影響はないと判断するため、農地利用の最適化に支障はないと判断しました。ただ、事前に埋め立てされていたことから、顛末案件になります。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 続いて、区域番号32利田推進委員、意見をお願いします。

担当推委 区域番号32番利田です。5条調書、整理番号33について、事務局及び福永農業委員からの説明の通り、農地利用最適化の推進に支障はないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委員 【質問等なしの声】

議長 ご質問等もないようですので、5条調書、整理番号33について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。

よって、整理番号33については、許可することに決定いたします。

議案第132号については、以上であります。

議長 続きまして、報告案件1「農地転用届出に係る専決処理報告について」事務局の報告を求めます。

事務局 報告します。

調書は10ページから11ページ、参考図は28ページから32ページまでです。

市街化区域内の農地転用事案について、今月は農地法第4条の届出が2件、農地法第5条の届出が4件であり、住宅、資材置場等を目的とするものです。事務局の説明は以上です。

議長 ただ今、事務局より報告がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

議長 ご質問等はありませんか。

議長 報告案件は以上です。  
これで審議案件ならびに報告案件を終了いたします。

議長 続きまして、報告事項に入ります。  
まず、研修等報告について、東海・近畿ブロック農業委員会女性委員研修会の報告をお願いいたします。

担当農委 議席番号5番中本です。11月28日に参加しました、東海近畿ブロック女性農業委員会の研修会について報告します。研修会は東近江市立能登川コミュニティセンターで開催され、湖国女性農業・推進委員協議会が主催でした。今井副会長、山崎農業委員、勝井農業委員、奥村淳子農業委員、私中本の5名で出席しました。講演では、東京大学農学生命科学研究科特任教授の鈴木宣弘氏により、「どうなる日本の食料・農業?私たちは、今何を知り、何をすべきか」というテーマでお話を伺いました。その後のグループ討議では、それぞれの立場や思いを共有し、大変有意義な時間となりました。以上で報告を終わります。

議長 事務局報告事項について、順次、事務局からお願ひします。

事務局  
• 農地利用集積計画に係る利用権設定満了報告  
• 地域パトロール  
• 経過と予定

議長 報告事項は以上です。

議長 ここで、総会全体を通じて、ご意見・ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

委員 【質問等なしの声】

議長 ご質問等も無いようですので、以上で総会を終了いたします。

甲賀市農業委員会総会会議規則第21条第2項の規定により署名する

議長 \_\_\_\_\_

議事録署名人 \_\_\_\_\_

議事録署名人 \_\_\_\_\_